

安曇野市広告付き窓口番号案内システム設置及び運用事業  
公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安曇野市広告付き窓口番号案内システム設置及び運用に際し、事業者の能力、意欲、資質等を適正かつ公平に評価するために実施する公募型プロポーザル方式による選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 安曇野市役所市民課及び国保年金課に窓口番号案内表示システムを設置し、来庁した住民の案内をする。詳細は「安曇野市広告付き窓口番号案内システム設置及び運用事業仕様書」のとおりとする。

(履行期間)

第3条 機器の設置に関する履行期間は契約締結日から令和7年1月19日（日）までとし、維持管理については運用開始日から5年間とする。

(金額等)

第4条 導入機器に民間企業の広告を掲載することで得られる広告収入をもって充てることで、既存の窓口番号案内システム撤去費用、機器設置費用並びに維持管理経費等を賄うこととし、市は一切の費用を負担しないものとする。

(スケジュール)

第5条 事業開始までの今後の日程は、概ね次のとおりとする。

	期日等
公告	令和6年6月21日（金）
参加表明の受付開始	令和6年6月21日（金）
質問事項受付	令和6年6月28日（金）17時まで
質問事項回答	令和6年7月10日（水）
参加表明の提出締切	令和6年7月12日（金）
企画提案書等の提出締切	令和6年7月17日（水）17時必着
プレゼンテーション	令和6年7月下旬予定
契約候補者選定会	令和6年7月下旬予定
選定結果通知	令和6年7月下旬予定
契約締結	令和6年7月下旬予定
機器設置期限	令和7年1月19日（日）
機器運用開始日	令和7年1月20日（月）予定

(参加資格)

第6条 本事業のプロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全

て満たしていること。

- (1) 安曇野市の入札参加資格を有していること。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、第7条第4号による手続きを行い参加資格が認められた時はこの限りでない。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 安曇野市の入札参加停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 役員等が暴力団関係者ではないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この実施要領及び仕様書等において求める要件を満たしていること。
- (7) 過去5年以内において、地方公共団体との間で広告付き窓口番号案内表示システムの設置及び維持管理の実績を有すること。

(参加申込)

第7条 参加を希望する事業者は、次のとおり必要書類を添えて申し込むこと。

- (1) 提出期限 令和6年7月12日(金)
- (2) 提出場所 安曇野市市民生活部市民課  
〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 1階 2番窓口
- (3) 提出方法 郵送(書留郵便)又は直接持参。
- (4) 提出書類 参加表明書(様式第1号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部  
会社概要が分かる書類(パンフレット可)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部

※入札参加資格者名簿に登録されていない者は、下記の書類も提出すること。

- ア 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)・・・・1部(写し可・参加表明書提出日から90日以内に発行されたものに限る。)
- イ 印鑑証明書・・・・1部(写し可・参加表明書提出日から90日以内に発行されたものに限る。)
- ウ 使用印鑑届・・・・1部(上記イ印鑑証明書により届出されている印を契約書に使用する場合は提出不要)

(質問及び回答)

- 第8条 参加事業者は、提案書等の作成に関し、質問書(様式第2号)を提出することができる。
- 2 質問書は、令和6年6月28日(金)17時までに電子メールで提出し、提出後は担当課へ電話により受信確認すること。
  - 3 提出された質問に対しては電子メールにより令和6年7月10日(水)までに、その時点で表明のあった全ての参加事業者へ回答し、安曇野市ホームページにも掲載する。

(企画提案書等の提出)

第9条 参加表明書を提出した者は、以下により企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年7月17日(水)17時必着
- (2) 提出場所 安曇野市市民生活部市民課  
〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 1階 2番窓口
- (3) 提出方法 郵送(書留郵便)又は直接持参。
- (4) 提出書類 企画提案届出書(様式第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部  
企画提案書(様式第4号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・8部  
作業スケジュールがわかる書類(任意様式)・・・・・・・・・・8部  
セキュリティポリシー(様式任意)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (5) 企画提案書の作成方法
  - ア 目次及びページ番号を付けて、ホチキス等で2点留めすること。
  - イ 導入後、5年間の維持管理方法について明示すること。
  - ウ 緊急時の体制について提示すること。
  - エ 導入実績についてまとめた書類も含めること。
- (6) プロポーザルに必要な書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (7) 企画提案書等の提出は、1参加事業者につき1件とする。
- (8) 企画提案書で提案された内容については、契約後に実施するものとする。
- (9) 企画提案書等は、提出後の訂正や差替えなどを認めない。また、提出後の資料等の追加も認めない。
- (10) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (11) 提出された企画提案書等は、参加事業者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成する。

(参加辞退)

第10条 参加事業者は、参加辞退届(様式第5号)を市長に提出することにより、参加を辞退することができることとする。なお、一度参加辞退届を提出した後は、参加できないものとする。

(選考の方法)

第11条 安曇野市広告付き窓口番号案内システム設置及び運用事業プロポーザル審査委員会を設置して、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査、評価する。評価後、最も優れた提案を行ったものを契約候補事業者として選考し、1位が同数の場合は参加事業者の中で審査委員が2位を最も多く付けた参加事業者を契約候補事業者として選定する。以下、同様に順位を決定する。ただし、参加者が1者のみの場合であっても、選定委員による選定会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。可否の決定においては評価点70点満点中40点以上を可とする。

2 プレゼンテーションについては、以下により実施する。

- (1) 期 日 令和6年7月下旬(予定)
- (2) 開催方法 原則としてWEB会議(Zoom) ※安曇野市役所会議室での現地開催を希望する場合は、企画提案書の提出時に合わせて申し出ること。
- (3) 提案時間 1事業者あたり、説明30分以内、質疑応答10分以内
- (4) 留意事項 ・プレゼンテーションは非公開とする。

- ・説明は、提出された企画提案書等による。
- ・プレゼンテーションへの出席は、1事業者あたり3名以内とする。
- ・提案順は、担当部署が事前にくじにより決定する。
- ・プレゼンテーションに要する費用は、全て参加事業者の負担とする。

3 審査項目、評価基準は次表のとおりとする。

審査項目	評価基準	配点
業務内容	・事業内容の詳細について、仕様書に記載されている内容に基づき、その目的、内容等を的確に反映した企画内容になっているか。	10
	・企画提案内容に工夫や独創性がみられるか。	10
業務実績	・県内他自治体において、類似業務の実績があるか。	10
全体スケジュール	・適切な事業スケジュールが示されているか。	10
維持管理	・適切な維持管理体制が整えられているか。	10
緊急時	・緊急時の体制が適切に整えられているか。	10
広告審査	・広告審査について、外部審査団体などの外部へ事前に審査ができる体制を有しているか。	10
配点合計		70

(選定結果の通知)

第12条 選定結果は、選定作業終了後すべての参加事業者に書面で通知する。なお、参加事業者は、本プロポーザルに関する一切の事項について、異議その他苦情を申し出ることにはできないものとする。

(失格)

第13条 参加事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とする。

- (1) 第4条に反し、市の負担が発生する場合
- (2) 提案書等の作成に関して不正行為又は虚偽の記載が認められた場合
- (3) 審査委員等の関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
- (4) 業務委託契約締結前に入札参加停止の措置を受けた場合

(契約)

第14条 契約候補事業者と契約内容等について協議し、合意が得られた場合は契約を締結する。

- 2 契約候補事業者が契約を履行することができない事由が生じた場合は、選定結果が次順位以下となった参加事業者のうち、順位が上位であった者から順に当該契約の交渉を行う。この場合でも、既に委託候補事業者が負担した費用等の補償は、一切行わない。

問合せ先・提出先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市 市民生活部 市民課 市民担当

担当：中山 明史

電話：0263-71-2000（内線 1211） FAX：0263-71-2503

メール：shi-shimin@city.azumino.nagano.jp